

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年10月3日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇海岸（〇〇）県が保有する管理地の消火器に感ずる経違経過が分る書類（伺い含む） 農林水産部〇〇、〇〇保健所」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年10月17日、実施機関は、「業務報告書」（〇〇海岸消火器放置について（R4. 9. 22付））（以下「本件公文書」という。）を特定し、条例第8条第1号に該当する部分を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年10月20日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年3月26日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「あるべき契約書にもとづく、作業距離のある書類を出せ」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件処分の根拠条文

本件処分は、条例第12条第1項に基づき行ったものである。

また、本件処分を決定するに当たり、本件請求は、条例第8条第1号に該当するものと判断した。

2 条例第8条第1号の趣旨

条例第8条第1号では、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと定められている。

3 本件処分の理由

審査請求人が本件請求で開示を求めている公文書は、県が保有する本件公文書と特定した。

本件公文書に記載している個人名は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、条例第8条第1号に該当するとして非公開とし、本件処分を行ったものである。

審査請求人が主張している「契約書にもとづく、作業距離のある書類」とは、令和4年10月5日に審査請求人から提出された「〇〇海岸（〇〇）の草刈り作業に関する事業完了書の関係書類全部（R4年度）」の公文書と解され、「令和4年10月17日付け南総第25512号」により部分公開済みであり、本件処分とは何ら関係のないものである。

以上により、実施機関は、本件請求に係る公文書について、非公開部分を除き、全て開示している。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年3月26日	諮問
令和7年7月28日 第1部会（第25回）	審議
同年 8月26日 第1部会（第26回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、県が管理する〇〇海岸において消火器が放置されていたとの通報があった事案について、県の対応を記録した公文書のうち、南部総合県民局農林水産部＜〇〇＞において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は審査請求書において、あるべき書類として、契約書に基づく作業距離のある書類が不足している旨主張しているが、本件処分は、県が管理する〇〇海岸において消火器が放置されていたとの通報があった事案について、県の対応を記録した公文書について行われたものであり、審査請求人がその存在を主張する書類は、本件処分とは無関係なものである。

実施機関は、公文書公開請求書のとおり本件請求に係る公文書を特定しているから、当該公文書の特定は妥当なものと認められる。

2 実施機関が非公開とした部分について

本件請求に係る公文書を当審査会において見分したところ、実施機関が非公開とした部分は個人名であり、条例第8条第1号に掲げる非公開情報に該当するものと認められるから、当該非公開としたことについての実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	